



定款変更の手続きについて

Question

協同組合ですが、定款の一部変更を検討しています。必要な手続きについて教えてください。

Answer

まず、定款変更を検討されている場合は事前に中央会へご相談ください。

定款変更の内容によっては所管行政庁から認可されない場合があります。

さて、協同組合の一般的な定款変更の手続きは次のようになります。

- ①総会において定款変更の原案を特別議決で可決
- ②定款変更認可申請書を作成し、所管行政庁へ提出
- ③所管行政庁から認可された後、認可書原本を郵送で返還
- ④登記事項に係る定款変更の場合は、法務局において変更登記

①について、定款変更は中小企業等協同組合法第51条及び第53条の規定により、総会において特別議決が必要であると定められています。特別議決とは「総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数の議決を必要とするもの」です。なお、総会については決算後に開催される通常総会と、必要に応じて開催される臨時総会のどちらでも構いません。

次に②について、定款変更認可申請書を作成します。必要な様式については本会のホームページからダウンロードが可能となっていますので是非ご参照ください。
(参考：<https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/>)

定款変更認可申請書には、申請書に組合住所、組合名、代表者氏名を記載してください。また添付書類として「定款変更理由

書」、「定款中の変更しようとする箇所を記載した書面」、「定款を変更決議した総会の議事録又はその謄本」が必要となります。

もし定款第7条(事業)を変更し、それに伴い事業計画書及び収支予算書が変更になる場合には、「定款変更後の事業計画及び収支予算書」が別途必要となります。

「定款変更理由書」には今回の変更が必要となった理由を記載し、「定款中の変更しようとする箇所を記載した書面」は変更予定の新旧条文を記載のうえ、変更箇所が分かるよう下線を引いてください。

定款変更認可申請書と添付書類の必要部数は組合によって異なりますので、本会までお尋ねください。

③について、所管行政庁より認可されると認可書が交付されます。なお、定款変更の効力が発生するのは、組合に認可書が到達した日となりますので、総会議決後も認可書が届くまでは旧定款が有効であることにご注意ください。

最後に④について、登記事項に係る定款変更では認可後に法務局にて登記が必要です。変更の登記については協同組合法第85条において、変更が発生してから2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならないとされています。ですので、登記事項に係る定款変更を行った際は、認可書を受け取った日から2週間以内に必ず変更登記申請を行ってください。不明な点がありましたら、本会までご連絡ください。